

昭和三十七年三月十四日(水曜日)

午前十時二十二分開議

出席委員

委員長 早稻田柳五郎君

理事岡本 茂君 理事白濱 仁吉君

理事中村 幸八君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事遠藤 三郎君

理事神田 博君 理事齋藤 憲三君

理事始関 伊平君 理事新八君

理事中垣 國男君 理事中川 俊思君

理事原田 憲君 理事南 好雄君

理事村上 勇君 理事北山 愛郎君

理事久保田 豊君 理事小林 ちづ君

理事多賀谷貞徳君 理事中村 重光君

理事西村 力弥君 理事山口シヅエ君

理事伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

經濟企画 菅 太郎君

政務次官 菅 太郎君

總理府事務官 菅田 忠君

合開発局長 菅田 忠君

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長) 島田 喜仁君

通商産業事務官 島田 喜仁君

(重工業局長) 島田 喜仁君

委員外の出席者

議員 田中 武夫君

通商産業事務官 馬場 一也君

(企業局立地政 策課長) 齋藤 壽夫君

参 考 人 齋藤 壽夫君

参 考 人 齋藤 壽夫君

(静岡県知事) 齋藤 壽夫君

参 考 人 大久保伝藏君

第一類第九号

商工委員會議録第十八号

昭和三十七年三月十四日

参 考 人 (東播地方労働 組合連合会会 長) 小田 英一君

三月十四日

理事小川平二君昭和三十六年九月二 十八日委員辞任につき、その補欠と して白濱仁吉君が理事に当選した。

三月十日

自転車競技法等を廃止する法律案 (田中武夫君外十一名提出、衆法第 一七号)

競輪等の廃止に伴う特別措置に關す る法律案(田中武夫君外十一名提 出、衆法第一八号)

同日十三日 石油業法案(内閣提出第一二二二号) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

新産業都市建設促進法案(内閣提出 第五五号)

産業と雇用の適正配置に關する法律 案(井手以誠君外十八名提出、衆法 第一五号)

石油業法案(内閣提出第一二二二号)

自転車競技法等を廃止する法律案 (田中武夫君外十一名提出、衆法第 一七号)

競輪等の廃止に伴う特別措置に關す る法律案(田中武夫君外十一名提 出、衆法第一八号)

○早稻田委員長 これより會議を開き ます。

理事補欠選任の件についてお諮りを いたします。

昨年九月二十八日に理事であつた小 川平二君が委員を辞任せられましてか ら理事の欠員が生じておりましたの で、その補欠選任を行ないたいと存じ ますが、この補欠選任につきまして

は、委員長より指名するに御異議あり ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認め、 そのように決しました。よつて、白濱 仁吉君を理事に指名いたします。

○早稻田委員長 次に、内閣提出の石 油業法案を議題とし、まず通商産業大 臣より趣旨の説明を聴取することとい たします。佐藤通商産業大臣。

石油業法案

石油業法

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 石油精製業等(第四条-第 十五号)

第三章 石油審議会(第十六条-第 十九号)

第四章 権則(第二十条-第二十一 号)

第五章 罰則(第二十二号-第二十 号)

附則 (五条)

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、石油精製業等 の事業活動を調整することによつ て、石油の安定的かつ低廉な供給 の確保を図り、もつて国民經濟の 發展と國民生活の向上に資するこ とを目的とする。

(定義) 第二条 この法律で「石油」とは、 原油及び石油製品をいう。

第三条 この法律で「特定設備」とは、 石油蒸溜設備(通商産業省令で定 める基準に従つて算定した一日の 処理能力が百五十キロリットル以 上のものに限る。)その他石油の精 製の用に供する設備であつて通商 産業省令で定めるものをいう。

第四条 この法律で「石油精製業」とは、 特定設備を用いて石油製品の製造 (石油製品以外の物品の製造工程 における技術的理由による石油製 品の副生を除く。)を行なう事業を いう。

第五条 通商産業大臣は、通商産業 省令で定めるところにより、毎年

度、当該年度以降の五年間につい て石油供給計画を定めなければな らない。

石油供給計画に定める事項は、 次のとおりとする。

一 原油の生産数量及び輸入数量

二 石油製品の生産数量及び輸入 数量

三 特定設備の処理能力

四 その他石油の供給に關する重 要事項

石油供給計画は、石油並びに他 の燃料及び動力源の需給事情、石 油資源の開発状況その他の經濟事 情を勘案して定めるものとする。

通商産業大臣は、前項の經濟事 情の著しい變動のため特に必要が あるときは、石油供給計画を変更 しなければならない。

通商産業大臣は、石油供給計画 を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを告示しなければならない。

第二章 石油精製業等 (石油精製業の許可)

第四条 石油精製業を行なおうとす る者は、通商産業省令で定めると ころにより、通商産業大臣の許可 を受けなければならない。

(許可の欠格条項) 第五条 次の各号の一に該当する者 は、前条の許可を受けることがで きない。

一 前条若しくは第七条第一項の 規定又は第十一条の規定による

命令に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条の規定により前条の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第六条 通商産業大臣は、第四条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによって特定設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること。

(設備の新設等の許可)

第七条 第四号の許可を受けた者は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、通商産業省令で定める軽微な改造をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第八条 石油精製業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 石油精製業者である法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第六条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第九条 石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相統若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相統人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(石油製品生産計画)  
第十条 石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

(許可の取消し等)  
第十一条 通商産業大臣は、石油精製業者が次の各号の一に該当するときは、第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき。  
二 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。  
三 第二十条第一項の条件に違反したとき。  
四 不正な手段により第四条又は第七条第一項の許可を受けたとき。

(石油輸入業の届出等)  
第十二条 石油の輸入の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者(以下「石油輸入業者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 第十条第二項の規定は、石油輸入計画について準用する。

(石油製品販売業の届出)  
第十三条 石油製品の販売の事業(通商産業省令で定める規模以下のものを除く。以下同じ)を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事業の廃止の届出)  
第十四条 石油精製業者、石油輸入業者又は前条の届出をした者(以下「石油製品販売業者」という)は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(販売価格の標準額)  
第十五条 通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し、又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参酌して、石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三章 石油審議会  
第十六条 通商産業省に、石油審議会を置く。

(所掌事務)  
第十七条 石油審議会(以下「審議会」という)は、通商産業大臣の諮問に応じ、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議する。

2 通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四条、第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、第十条第二項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により勧告し、又は第十五条の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。ただし、審議会が軽微なものと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)  
第十八条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、一年とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。

(省令への委任)  
第十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則  
(許可等の条件)  
第二十条 許可又は認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に

し、第二項の規定により処分をし、第十条第二項(第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により勧告し、又は第十五条の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。ただし、審議会が軽微なものと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)  
第十八条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、一年とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。

(省令への委任)  
第十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則  
(許可等の条件)  
第二十条 許可又は認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に

係る事項の確実な実施を図るため  
必要な最少限度のものに限り、か  
つ、許可又は認可を受ける者に不  
当な義務を課することとなるもの  
であつてはならない。

(報告徴収)

第二十一条 通商産業大臣は、この  
法律の施行に必要な限度におい  
て、石油精製業者、石油輸入業者  
又は石油製品販売業者に対し、そ  
の事業に関し報告をさせることが  
できる。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号の一に該当す  
る者は、五十万円以下の罰金に処  
する。

一 第四条の許可を受けずに石  
油精製業を行つた者

二 第十一条の規定による事業の  
停止の命令に違反した者

第二十三條 第七條第一項の規定に  
違反して許可を受けずに特定設  
備を新設し、増設し、又は改造し  
た者は、三十万円以下の罰金に処  
する。

第二十四條 次の各号の一に該当す  
る者は、五十万円以下の罰金に処す  
る。

一 第九條第二項、第十條第一  
項、第十二條第一項若しくは第  
二項、第十三條又は第十四條の  
規定による届出をせず、又は虚  
偽の届出をした者

二 第二十一條の規定による報告  
をせず、又は虚偽の報告をした  
者

第二十五條 法人の代表者又は法人  
若しくは人の代理人、使用人その  
他の従業者が、その法人または人

の業務に関し、前三條の違反行為  
をしたときは、行為者を罰するほ  
か、その法人又は人に対して各本  
條の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から  
起算して三月をこえない範囲内  
において政令で定める日から施行す  
る。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に石  
油精製業を行つてゐる者は、こ  
の法律の施行の日から三十日以内  
に通商産業省令で定める事項を通  
商産業大臣に届け出たときは、第  
四條の許可を受けたものとみな  
す。

2 前項に規定する者は、同項の規  
定による届出をするまでの間は、  
第四條の規定にかかわらず、当該  
事業を行なうことができる。

第三條 この法律の施行の際現に石  
油の輸入の事業又は石油製品の販  
売の事業を行つてゐる者は、こ  
の法律の施行の日から三十日以内  
に通商産業省令で定める事項を通  
商産業大臣に届け出たときは、第  
十二條第一項又は第十三條の届出  
をしたものとみなす。

2 前項に規定する者は、同項の規  
定による届出をするまでの間は、  
第十二條第一項又は第十三條の規  
定にかかわらず、当該事業を行な  
うことができる。

(検討)  
第四條 政府は、内外の石油事情そ  
の他の経済事情の推移に応じ、緩  
和又は廃止の目的をもってこの法

律の規定に検討を加え、その結果  
に基づいて必要な措置を講ずるも  
のとする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五條 通商産業省設置法(昭和二  
十七年法律第二百七十五号)の一  
部を次のように改正する。

第四條第一項第三十九号の次に  
次の一号を加える。

三十九の二 石油精製業を許可  
すること。

第十三條中第四号を第五号と  
し、第三号を第四号とし、第二  
号の次に次の一号を加える。

三 石油精製業の許可に関する  
こと。

第二十五條第一項の表中石油及  
び可燃性天然ガス資源開発審議会  
の項の次に次のように加える。

石油の安定的かつ低廉 な供給の確保に関する 重要事項を調査審議す ること。
--

理由

石油精製業等の現状とその特殊性に  
かんがみ、石油の安定的かつ低廉な供  
給を確保するため、その事業活動を調  
整する必要がある。これが、この法律  
案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 石油業法案につきま  
して、その提案理由及び要旨を御説明  
申し上げます。

石油は、国民経済上必要欠くべから  
ざる基礎物資であり、今後ますますわ  
が国のエネルギー源としての地位を高  
めていくものと考えられます。このよ

うに重要な意義を有する石油につきま  
しては、総合エネルギー政策の見地に  
立て、安定的にして低廉な供給をは  
かることが、国民経済上最も強く要請  
されることである。

わが国石油供給の現状を見ます  
に、石油資源は国内に乏しく、原油の  
大部分はあげて輸入に依存しなければ  
ならないという事情にありますので、  
石油産業につきましても、国際的な協  
調関係を維持しつつ、その健全な發展  
をはかるべきことは申すまでもない  
ことである。

石油をめぐる内外の経済環境は、近  
年著しく変わりつつありますので、今  
後新しい角度から考えなければなら  
ない面が出て参つたのであります。すな  
わち、国内におきましては、石油需要  
は急速に増大しており、また近く輸入  
の自由化が行なわれることとなつてお  
りますので、石油設備の拡張意欲が旺  
盛となつております。また海外におき  
ましては、新油田の開発などにより、  
世界的な原油の供給過剰傾向が生じ、  
原油の販売競争が激しくなつてきてお  
ります。

このような内外の情勢から、今後国  
民経済的に見て問題が生ずることが考  
えられます。たとえば、石油供給上  
における過当競争の問題であります。こ  
れまで申し上げましたように、国内に  
おける石油設備の拡張競争と海外から  
の原油売り込み競争とが結びつきま  
して、石油製品の行き過ぎた販売競争が  
さらに一段と激化するものと思われま  
す。これは石油業の性格から見まし  
て、いわゆる業界内部の自主的な調整  
のみによつて解決することは困難な事  
情にあります。

もちろん、自由な競争による低廉な  
石油の供給は歓迎すべきことではござ  
いますが、事態をこのままに放置して  
おきますと、かえつて石油供給の混乱  
を招き、石油産業の健全な發展が阻害  
されるのみならず、国内のエネルギー  
産業を初め、その他の関連産業に対し  
悪影響を及ぼすとともに、消費者の利  
益をも害するなど、国民経済上望まし  
くない結果を招来するおそれがあると  
考えられます。

政府といたしましては、これまで貿  
易為替面の調整措置によりまして、石  
油供給上の諸問題に対処して参つた  
のであります。輸入の自由化によりま  
して、石油業は新局面を迎えることと  
なるのであります。自由化後におきま  
しては、わが国石油業が自主的な創意  
を一そう發揮し、自由公正な競争を通  
じて石油の円滑な供給をはかることが  
基本的なあり方であることは申すまで  
ありません。しかしながら、これま  
で申し上げましたような問題につきま  
しては、国によるある程度の法律上の  
調整はやむを得ないと考えるのであり  
ます。現に欧米各国におきましても、

石油業の健全な發展のため、それぞれ  
の国情に応じて法律上その他の措置を  
講じているのであります。

この法律案は、以上のような考え方  
をもととし、石油業の事業活動を必要  
な最小限度において調整するための規  
定を定めたのであります。

この法律案のおもな点につきまして  
大略を申し上げます。

第一に、石油の供給数量、設備能力  
等石油の供給に関する重要事項を内容  
とする石油供給計画を作成公表し、こ  
の法律の運用の基本としたこととし

ております。

第二に、石油精製業を行なう者は、その事業計画が適当であり、かつ、的確な事業の遂行能力を有する者とし、石油設備が石油供給計画に即応するようにするため、石油精製業の事業及び設備について許可を要することとしております。また石油輸入業及び石油販売業につきましては、事業者の実情を的確に把握し、輸入及び販売の秩序を確立するための基礎とするため、事業の屈出を要することとしております。

第三に、石油精製業者及び石油輸入業者は、その生産計画及び輸入計画について屈出を要することとし、当該事業者が屈出をした計画に基づいて自由公正な競争を行なうことを期待しております。国は、その計画の内容が全体の石油供給計画の実施に重大な支障を生じ、または生ずるおそれのある場合に限り、勧告を行ない、企業の社会的責任の自覚に訴えることによって石油供給計画の実施の確保をはかることとしております。

第四に、石油の価格につきましては、石油業が正常な競争を行なうことによつて形成される価格を基本とする建前をとつておりますが、特に異常な事態によりまして、価格が不当に高騰したり下落したりする場合には、標準価格を定めて公表し、石油業が自発的にこの価格を尊重することを期待いたすこととしております。

最後に、この法律案では、各方面の学識経験者で構成する石油審議会を設け、石油供給計画の作成等の基本的な事項はもちろん、その他の事項につきましても諮問することとしたしております。いやしくも行き過ぎた規制が行な

われることのないようにいたしてあります。

また再検討の規定を設け、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じまして、緩和または廃止の方向で再検討する旨を明文をもって定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願いします。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○早稲田委員長 次に、田中武夫君外十一名提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案の両案を議題といたします。

自転車競技法等を廃止する法律案  
自転車競技法等を廃止する法律案  
次の法律は、廃止する。

- 一 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
  - 二 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
  - 三 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
- 附 則  
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
2 旧自転車競技法の規定のうち日本自転車振興会に関する部分の規定は、昭和三十八年九月三十日まで、同法の規定のうちその他の規定、旧小型自動車競走法の規定及び旧モーターボート競走法の規定は、昭和三十八年三月三十一日までなおその効力を有する。

定は昭和三十八年九月三十日まで、同法の規定のうちその他の規定、旧小型自動車競走法の規定及び旧モーターボート競走法の規定は、昭和三十八年三月三十一日までなおその効力を有する。

3 昭和三十八年四月一日前に開催された旧自転車競技法、旧小型自動車競走法又は旧モーターボート競走法による自転車競走、小型自動車競走又はモーターボート競走に係る勝者投票券、勝車投票券又は勝舟投票券の売上げの金額については、同日以後も、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 旧自転車競技法、旧小型自動車競走法及び旧モーターボート競走法の規定がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、これらの法律の規定は、その効力を失った時以後も、なおその効力を有する。

理由  
競輪等が国民生活に与える悪影響に堪へず、これを廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案  
競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案  
（趣旨）

第一条 この法律は、自転車競技法等を廃止する法律（昭和三十七年法律第 号）の施行に伴い離職することとなる者に対する離職手当の支給その他の措置について定めるものとする。

（交付金の特例）  
第二条 旧自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、旧小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）又は旧モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）による自転車競走、小型自動車競走及びモーターボート競走（以下「競輪等」という。）で昭和三十七年四月一日以後に開催されたものに係る勝者投票券、勝車投票券又は勝舟投票券の売上金（旧自転車競技法第九号第一項、旧小型自動車競走法第十二号第一項及び旧モーターボート競走法第十号第一項の規定によるものをいう。以下「車券等の売上金」という。）については、旧自転車競技法第十号第一項（第二号に関する部分を除く）、旧小型自動車競走法第十六号又は旧モーターボート競走法第十九号の規定（自転車競技法等を廃止する法律附則第三項においてその例によるものと定められたこれらの規定を含む。）を適用せず、次項に定めるところによる。

2 競輪等の施行者は、それぞれ一回の開催による車券等の売上金の額に比し、別表の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を、政令で定める手続により、日本自転車振興会に

交付しなければならぬ。  
（日本自転車振興会の業務の特例）  
第三条 日本自転車振興会は、旧自転車競技法第十二号の十六号第一項の規定による業務のほか、前条第二項の規定による交付金を財源として、次の各号に掲げる業務を行なう。  
一 前条第二項の規定による交付金を受け入れること。  
二 競輪等の廃止に伴う離職者（選手を含む。以下「離職者」という。）に対して離職手当を支給すること。  
三 離職者の求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関して離職者に協力すること。  
四 事業を行なおうとする離職者に対して生業資金の借入れのあっせんを行なうこと。  
五 競輪場（旧自転車競技法第三号第五項に規定する競輪場をいう。以下同じ。）、小型自動車競走場（旧小型自動車競走法第五号第一項の規定により許可を受けて設置されたものをいう。以下同じ。）又はモーターボート競走場（旧モーターボート競走法第四号第一項の規定により許可を受けて設置されたものをいう。以下同じ。）の施設のうち償却未済のものに対するその償却の一部に充てるため、交付金を交付すること。  
六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。  
2 日本自転車振興会は、前項各号

の業務を行なうには、内閣総理大臣の定める計画及び指示に従わなければならない。

3 日本自転車振興会は、第一項各号の業務のうち会計に関する事務を包括的に商工組合中央金庫に委託しなければならない。

(商工組合中央金庫の業務の特例等)

4 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条の規定にかかわらず、前条第三項の規定による日本自転車振興会の委託を受けた事務をその業務として行なうことができる。

2 商工組合中央金庫は、前項の業務に関する経理を、他の業務に関する経理と区分して行なわなければならない。

3 商工組合中央金庫の第一項の業務に関する会計については、会計検査院が検査する。

(計画の決定及び実施)  
5 内閣総理大臣は、競輪等廃止対策審議会の意見をきいて、次の各号に掲げる事項についての計画を定めなければならない。

一 離職者に対する離職手当の額の決定及びその支給の方法

二 離職者の転業対策

三 競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場の施設のうち償却未済のものに対する交付金の額の決定及びその交付の方法

四 その他競輪等の廃止に伴い必

要な事項

2 内閣総理大臣は、前項の計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは関係地方公共団体の長又は日本自転車振興会その他競輪等の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の計画のうち日本自転車振興会、全国小型自動車競走会連合会、全国モーターボート競走会連合会又は商工組合中央金庫に実施させる事項については、これらの者に対し、具体的方法を指示してこれを行なわせるものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の計画の実施について必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体の長に対し、必要な協力を求めることができる。

(競輪等廃止対策審議会)  
6 総理府に、競輪等廃止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、競輪等の廃止に伴う対策を調査審議する。

3 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 総理府総務副長官  
二 通商産業事務次官  
三 運輸事務次官  
四 労働事務次官

五 自治事務次官

六 都道府県知事

七 市町村長

八 日本自転車振興会を代表する者

九 全国小型自動車競走会連合会を代表する者

十 全国モーターボート競走会連合会を代表する者

十一 自転車振興会を代表する者

十二 小型自動車競走会を代表する者

十三 モーターボート競走会を代表する者

十四 競輪等に従事する労働者を代表する者

十五 競輪等の選手を代表する者

十六 学識経験のある者五人以内

十七 審議会に会長を置き、総理府総務副長官をもって充てる。

十八 会長は、会務を総理する。

十九 委員は、非常勤とする。

二十 審議会に、事務局を置く。

二十一 前各項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の組織、議事及び運営に關し必要な事項に、政令で定める。

(報告徴収及び立入検査)  
第七 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地方公共団体、日本自転車振興会、全国小型自動車競走会連合会、全国モーターボート競走会連合会、自転車振興会、小型自動車競走

会、モーターボート競走会、商工組合中央金庫若しくは競輪場、小型自動車競走場若しくはモーターボート競走場の所有者若しくは管理者から報告を徴し、又はその職員にこれらの者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)  
第八 日本自転車振興会が第三條第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした日本自転車振興会の理事は、五万円以下の罰金に処する。

第九 日本自転車振興会が第三條第三項の規定に違反して同条第一項各号の業務のうち会計に関する事務を商工組合中央金庫に委託しないで自ら行ない、又は商工組合中央金庫以外の者に委託したときは、その違反行為をした日本自転車振興会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第十 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(経過規定)  
2 競輪等が昭和三十七年三月と同年四月とにまたがって開催されたときは、当該競輪等に係る日本自転車振興会に対する自転車競技法第十條第一項(第二号)に関する部分を除く。の規定により交付すべき交付金及び小型自動車競走法第十六條の規定により交付すべき交付金の金額並びに全国モーターボート競走会連合会に対するモーターボート競走法第十九條の規定により交付すべき交付金の金額は、同年三月三十一日までの期間に対応する部分の金額とし、第二條第二項の規定により日本自転車振興会に交付すべき交付金の金額は、同年四月一日以後の期間に対応する部分の金額とする。

(総理府設置法の一部改正)  
3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中臨時行政調査会の項の次に次のように加える。

競輪等の廃止に伴う特別措置に關する法律(昭和三十七年法律第 号)によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

別表

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の六十。ただし、売上金の額の千分の七十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の七十八。ただし、売上金の額の千分の六百八十八が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の九十。ただし、売上金の額の千分の六百四十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の百二。ただし、売上金の額の千分の五百九十二が一億二千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億二千万円との差額の千分の二百五十

理由

自転車競技法等を廃止する法律の施行に伴い、離職することとなる者に対する離職手当の支給その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○早稲田委員長 ます提案者より趣旨の説明を聴取することにいたします。提出者田中武夫君。

○田中(武)議員 たいだいま議題となりました自転車競技法等を廃止する法律案並びに競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案について、提案者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

まず自転車競技法等を廃止する法律案について申し述べたいと思つて、この法律案は、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法を廃止する法律案でありまして、以下法律案提出の趣旨について、その概略を御説明申し上げます。

というものが、廃止を提案する第一の理由であります。

第二の理由は、これら一切の射倂的業務に対する国民消費は、年に一億億円をこえ、年間約百億円が地方財政に寄与し、若干が機械工業の振興費その他に充てられているのが現状であります。地方財政がこのような不健全な事業にたよらなければならぬことは、好ましくないものであります。また、機械工業の振興にいたしても、当然のなさねばならぬ施策でありまして、ギャンブル収益に依存すべき段階は過ぎたのであります。しかも立法当初の戦災都市復興の目的も、今やその目的を達成しているとき、もはや存続の意義は全くなくなつたと見るべきであります。

第三の理由といたしまして、特に強調したい点は、これらの賭博事業が、幾多の深刻な社会悪をもたらしていることでありまして、政府は大衆娯楽を理由として、その存続をはかっているのではありませんが、年に二百人以上もの自殺者を出し、一家心中等の家庭悲劇から、殺人、詐欺、横領といった社会犯罪に至つては枚挙にいとまがないのであります。開催地にはボス、暴力団が横行し、八百長による騒乱事件の続発は、常時、官憲の厳重な警戒がなければ開かれぬのが、これら賭博事業の今日の実体であります。こうした社会悪をもたらす賭博事業が、どうして大衆娯楽、健全娯楽の名に値するでありましょうか。

すでに京都市、大阪府、神戸市等、多くの都市が相次いで即時廃止に踏み切るに至りました。これ以上、賭博事業の存続をはかることは許されぬのであります。

であります。

以上、二、三の廃止理由をあげて、自転車競技法等を廃止する法律案を提出した次第であります。しかしながら、現下の情勢において、即時廃止することは、これらの事業に働く従業員や選手その後の生活の問題もありませんので、今回廃止は一年後としたのであります。

次に、競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、競輪等の廃止に伴い離職することとなる者に対する離職手当の支給その他の措置について定めたものであります。すなわち、日本自転車振興会に対して、売上金額の一定割合を交付し、これを財源として離職者に対する離職手当の支給、求職活動、生業資金のあっせん等の業務を行なわせて、競輪等の廃止が円滑に行なわれるようにしたのであります。

また、総理府に、競輪等廃止対策審議会を置き、総理大臣は、同審議会の意見を聞いて、離職者に対する離職手当の額の決定及びその支給の方法、離職者の転業対策、競輪場、小型自動車競走場またはモーターボート競走場の施設のうち、償却未済のものに対する交付金の額の決定及び交付の方法、その他必要な事項について計画を定めることとした次第であります。

以上が、両法案の内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、この際一言申し上げておきたいと思つては、この両案は、ともに題名に「等」という字句を付して、一方で自動車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の三法を廃止するものであります。御承知のように、この三法は、も体系、内容ともにほとんど同一のものであり、これを廃止しようという一つの目的のための法律案でありますので、先日本委員会が問題になりました商工組合中央金庫法等の改正法案とは、その内容が異なるものであることを御了承願ひたいと思つて、提案説明を終わりたいと存じます。(拍手)

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○早稲田委員長 次に、内閣提出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案の両案を議題として、審査を行ないます。

本日、両法案審査のため御出席をいただいております参考人の御氏名は、お手元に配付いたしました名簿の通りでございます。すなわち東播地方労働組合連合会会長小田英一君、山形市長の大久保伝蔵君、静岡県知事の齋藤篤夫君、この三方に御無理を願つた次第であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、本委員会の法案審査のため御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

御承知のごとく、本委員会におきましては、目下、内閣提出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名

提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案の審査を進めておるのであります。

この際、参考人各位には両案についてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。参考人各位には最初二十分程度の御意見をお述べいただき、あとで委員の質疑に応じていただきたいと存じます。

それではまず最初に、静岡県知事齋藤壽夫君から御意見を伺うことにいたします。齋藤君。

○齋藤参考人 私は現在御審議中の新産業都市建設促進法案につきまして、若干の意見を申し上げたいと存じます。

京浜あるいは阪神等人口及び産業の過度に集中いたしております地域とその他の地域とのいわゆる地域格差なるものは、政府におかれてはもちろんでありましようが、私も地方知事としていたしましても、最も重大な関心を持っておるものであります。これが解決に日夜努力をいたしておるのが現状であるのであります。私も静岡県におきましても、近年工業化へと急速に移行しつつあるものであります。最近におきます工業の県内進出は著しいものがあるものであります。県内におきます各地区的立地条件等十分勘案いたしまして、県内の恵まれた立地を整えるために、これら工業の進出と在来の地域計画というものを一致させるために、従来の狭い市町村区域を越えていわゆる広域都市計画あるいは広域の地域開発ということ、県内においても数点あげて計画を実施いたしておりますのであります。しかしながら近來

におきます工業の規模は相当の大きな規模を持つておるのであります。しかもまたこれらが単独でなく、相関連して進出をいたしておる現状にかんがみまして、地帯の各種の施設、各種の整備というものを私どもも先行して実施をいたしていかねばならぬし、現実これが先行投資を懸命に努力しておるのが現状であるのであります。こうした事態に対応いたしまして、御承知の通り、港湾の整備なり、工場用地の整備あるいは工業用水道の事業を初めといたしまして、住宅あるいは上下水道、文教施設あるいはまた鉄道の引き込み線等について必要な先行投資的事業を具体的に作り上げ、策定をして、今実施をいたしておるような段階に立ち至っておるのであります。

しかしながらこの膨大な経費というものを、現在の財政制度のもとでは、私ども幾らがんばっても、なかなか思いうようにはいかないものであります。企業の立地が先に進んで、先行すべき公共投資の方は十年もかからなければ整備できないというのが現状であるのであります。こういうように短期間に急速に、しかも巨額な公共投資を先行せしめて一つの都市作りをやらうという場合には、やはり特別な立法によって強力な財政措置、その他の特例を開くということでは、他の特例を開くまいという考え方であるのであります。

こうしたやさきに今回の立法を見ようといましておるのであります。従いまして、私といしまして、この法案の構想する新産業都市の建設に私ども静岡県としては、すでに数年前から乗り出しておるのであります。従っ

て、法案の趣旨とするところは、全面的に賛意を表するものであるものであります。その法案の内容をさしに検討いたして参りますと、財政措置その他若干の点におきまして、きわめて不十分な点があるものであります。以下感ずるところを申し上げてみたいと存じます。

第一点は、財政措置がきわめて不完全であり、国の財政措置がきわめて不十分であるということであり、この法案の核心ともいべき新産業都市建設基本計画の達成のために必要な財政措置につきましては、法律案の十九条、二十条あるいは二十一条に規定されておるのであります。これらの規定は、配慮するものとするとか、あるいは何々に努めなければならぬといったいわゆる訓示規定であり、あるいはまた精神的な精神規定に終始しておるのであります。せっかく国において取り上げられたこのいい企図なり趣旨というものは、結果的にはさなきだに貧弱な地方財政のみ負担がかかるということになることをおそれておるものであります。特に第二十条に至りましては、全く政府の意図せられておるところの意味が私どもも解いたしかねるのであります。地方団体に對して関係企業の資金確保を義務づけておるといふことは、一体どういう方法で地方団体が大きな企業の資金需要に援助できるのか、むしろその方法等についてお教を願いたいと思っておるくらいであるのであります。

さらに何よりも大事な国と地方団体との間の経費負担の条項が全くないということは、どういふことであろうかと考えておるものであります。この法

案は先に成立を見えまする低開発地域工業開発促進法と異なりまして、企業に對する特別措置よりも公共投資を先行して、産業の立地条件及び都市施設の整備をはかることをおまねらうといいたしておるようには理解をいたしておるのであります。従って、工場用地、住宅用地の造成あるいは工業用水道の建設、道路、港湾等輸送施設の整備、住宅、学校、病院、公園等の建設から上下水道、屎尿処理施設の充実に至るいわゆる都市作りを要する経費は莫大な額に達するものであることは、私どもの県がすでに具体的問題として悩んでおる問題であるのであります。

この法案が日本経済の均衡ある発展に資するといふ国家的必要から生まれ出た趣旨からいいたしましても、財政負担はあげてこれを地方財政に依存するといふような考え方を一つ捨てて、よろしく国庫は適当な負担を行なうべきである、かように考えるのであります。さもなくばせつかくの新産業都市建設もいわゆる絵に描いたもちにひとしいものとなるおそれがあるのであります。

私は、この点に關連いたしまして、具体的な方法を一つ提案いたしまして、ぜひ御採択を願いたい、かように考えるのであります。まず建設の基本計画のほかに、公共事業については事業の実施主体別、国とか県とか市町村等、すなわち実施主体別及び年度別の事業実施計画を策定いたしまして、内閣総理大臣の承認を得るということがその第一点であるのであります。

第二点は、この事業の実施計画が承認された場合には、地方団体はもろろん政府各省庁を拘束するものとして、

国は優先的にその事業に對しては財政措置を講ずることとするということであるのであります。しこうして、この負担率につきましても、高率とするよう措置願ひ、また単独事業に該當するものにつきましても優先的に起債の許可を行なうよう、別途資金ワークをやはり設定するということであるのであります。

第三点には、二十条に規定してあります企業に對する資金の確保につきましても、国はその具体的な方法を明確にしたいと存じます。こういうような措置を講ずることによって、従来この種の仕事が往々にして計画倒れになる、あるいは膨大な計画書が各省のたなの上に着りかぶって積み上げられていくだけに終わるというようにならなく、計画実施が確実に、以上申し上げましたような三点を明記することによって、実施が保証されるというふうな考えられるのであります。

それから、政府の窓口の一本化をはかる必要があるというのであります。この法律の実施にあたりましては、政府の窓口がきわめて多岐に及んでおるのであります。六省にも及んでおるのであります。本来こういう問題は主管省を定めて窓口を一本化しませんと、責任の所在がきわめて明確になる。共同責任ということではかえって結果は共同無責任となりかねないというのが現状であるのであります。今までも私どものやつて参つた仕事自体がさよな実情にあるのであります。あるいはこの法案作成の過程から推測いたしまして、どこか一つの主管省を選ぶのはなかなか困難な実情は考えられますが、少なくとも主管省があるのと同じ

ぐらに各省庁間の連絡調整が緊密に行なわれるように、運営にあたって細心の配慮をお願い申し上げたい。また各省間の連絡の緊密化と関係いたしました。この計画の達成が容易になりま

また、地方団体の実施機構といたしましては、事業庁という構想が適当であると考えられます。この計画実施にあたっての地方団体の組織といたしまして、かねて自治省が構想しておりました事業庁方式は、私どもは現実

また、地域の指定にあたりましては、総花的に流れることなく、ほんとうに国家百年の大計に立って、全国的視野において、客観的に見ても最も開発効果の高いものについて重点的に行なうべきであると考えられます。低

ある、かように考えておるのであります。これらに関連いたしましたして、もう一つはこの法案の実施に対応して、やはり既存の大都市の一その過大化を抑制する措置が必要であると考えられます。

調査等に関する法律の一部改正によりまして、一定の地域における一定の工業の立地については、事前に届出を求めるときは、国が所要の勧告を行なうということになっておるのであります。

その他伝えられまする政府機関の一部を疎開させるというようなこと、あるいは大学等の疎開もこの際強力に推進すべきであると考えられます。何といたしまして大都市集中に對しまする強力な抑制なくしては、

なお最後に、こまかくなるのであります。国鉄とかあるいは電電公社等の公共企業体も、この新産業都市建設の計画に協力してもらうような義務規定

を設けることが肝要であると存するのであります。また国有財産も、この新産業都市建設計画の必要に応じて貸し付けるとか、または低廉な価格で譲渡できるような法律規定をされたいのであります。

以上、この法案につきましての私の考え方を申し述べたのであります。最後に繰り返して申し上げたいことは、国の財政措置が、新産業都市といつても、全くもって絵に描いたものであ

今このテンポをもってしますれば、今の建設省なり通産省の水道とか、そうしたものを起債の手当なり、いろいろなこと考えていきますと、十年とか、あるいは十年を要するのが実情である

のであります。しかも企業は先行して参っております。基本的な計画を公共事業として先行しなければならぬのに、むしろそれが逆にいつておる。私どもの事業を遂行いたします

次に、山形市長大久保伝蔵君から御意見を伺うことにいたします。大久保君。

まず賛成とする理由は、大ざっぱに申し上げますと、地方都市における雇

用を増大して、そして子弟に職場を与えたいということでございます。今日御承知の通り、市と称するものが五百五十六ございいます。そのうちで二十万未満の都市は何と五百十五ござい

市でありまして、県では五カ年間で三万人の減少を見ておるのでございます。今日山形県の人口はわずかに百三十二万八

いゆる過大都市というものは比較

にならない状態に置かれておるのであります。従って、社会生活にも幾多の矛盾と欠陥が露呈しまして、こういう地域においてこの子供を送り出すというところに、非常にわれわれ関心を覚えておるのでございます。そこで前段に申し上げました通り、地方都市における雇用の増大して子弟に職場を与えるというのが、一つのわれわれが賛成する理由でございます。

第二は、御承知の通り、農業構造改善を進めるにあたりまして、地方都市に第二次産業を振興して、離農者に雇用の場を与えなければならぬ、こういうことでございます。私は東北、北海道の農業会議の代表といたしまして、農業構造の改善は、経営規模の拡大や機械化を伴わなければならない今日、農業人口の一部の兼業化または離農という事態もやむを得ないと考えております。しかも簡単に祖先伝来の家を捨てて郷土を去るということは、農民感情としてはなかなか困難なことであり、しかも重要視すべきことであります。この点農民は、農業構造改善の必要性を是認しながらも、自己の将来に対して大きな不安を感じておるのであります。国の経済構造の大改革は、こそく療法では不可能であります。いわば思い切った外科手術によらなければなりません。先ほど静岡県知事の申された通りでございます。しかし、メスの入れ方いかんによっては、多数の農民を混乱に陥れまして、大きな社会不安を招かれます。かといって農民は戦時中あるいは戦後を通じて、国民の食生活確保のために誠実と勤勉をもって田畑の耕作に励んだのでありまして、十年にしてその彼

らの生活の基盤が大きくゆれ動いておるのでございます。今にして彼らの不安を静めるに国が誠意と努力をもってしなければ、正直者がばかを見るという事になりはしないかと、私は非常に不安を覚えておるのでございます。

以上、子弟に職場を与え、農民に安定感を与えるためにも、地方発展の核となるべき新産業都市建設の急務を痛感し、本法案に多大の期待をかけるものでございます。

次に、本法案に対する私どもの深く憂慮する点を申し述べたいと思っております。ただいま静岡県知事の御指摘になった点などはもちろんそうでございます。その一つといたしまして、区域指定の要件に關してでございます。第五條第三項には「区域の指定は、工場の立地計画がすでに進行し、産業の立地条件及び都市施設の整備が緊急に必要である区域から順次しなければならぬ」とありまして、

「すでに進行し」というのはどの程度をさすのであろうか、順次指定するというのが、先ほど私が申し上げました農業地帯の中核都市は、はたしていつごろ取り上げられるのであろうか、これらの点に疑問なきを得ないのでございます。これまでの各省の構想を承りますと、たとえば、東北にはまず仙台、塩釜、石巻を中心とした百万都市を作り、東北の経済発展の拠点とするといわれております。次に三十万ないし五十万の中規模の産業都市を作ると解されますが、この方針は基本的には大へんけっこうでございます。しかしながら、その数が東北全体で一つあるいは二つにとどまりまして、しかも臨

海地帯に限られるといたしますれば、農業構造改善を前にいたしまして不安におのいておる農民の大部分とは結びつきがたく、国が心の底から真剣に農業問題を考へておるとすれば、まず農業地帯の中心地区はできるだけ早く指定するように十分留意を願いたい。もし難言を申しますれば、一体われわれはいつ産業都市に指定されるのか、五百五十六の市のうちで二十万未満の都市が五百十五あります。しかも積雪寒冷地帯、人的資源の輸出のみに努力しておるような状態に置かれておるときに、われわれは一体どうなるのか、こういうことに非常に私どもは重大な関心を持つております。

さらに同条第一項第四号には、「道路、鉄道、港湾等による輸送が便利であり、かつ、これらの施設の整備が容易であること」とありますが、これらの輸送のための施設は、むしろ先ほどの御指摘のように、国の責任によって確保されるべきであつて、東北、北陸の大部分が、道路、鉄道、教育、上下水道、環境衛生等の不備に帰せられる地域には、この際国の先行投資を十分に行なうことによつて、第四号の規定をする条件を固みずから整備すべきものであると確信いたすのでござい

ます。今回の法案につきまして、提案理由とその要旨の説明書をいたしておるのでございますが、この説明は、「この対策は、既成大都市の過大都市化の誘因を減殺し、地方の産業や人口が既成の大都市へ流出するのを防いで、そこに定着させ、また新産業都市が中核

的効果をもたらすという点で、地域格差は正の有効な手段たり得るものと考えられるのであります」と書いてござい

ますが、現実の問題は、なかなかこれが足が地を離れておるといふ感でございます。こういう点をぜひ一つお考えをいただきたいと思つております。

第二点は、第十七條の施設の整備に關してであります。これまで国土総合開発法を初めとする一連の後進地域開発の施策においても、そのねらいとするところは地域格差の解消であり、そのための具体的施策を明記してあります。それにもかかわらず、大都市と地方都市の格差はますます激しいものがあり、今日過大都市の問題さえ起こつておるの、これらの施策が不徹底であり、いわゆる仏作って魂を入れなかつたのではなからうか、こう考へるものでございます。そこで、後進地域における新産業都市の建設促進をはかるには、思い切つた国の財政資金を、すなわち全額国庫負担または高率補助を行なうべきものであろうかと考へます。

次に、第二十一條の地方税の不均一課税に伴う措置の対象となる土地、建物並びに機械等の基準については、全国画一的ではなく、指定区域の開発の度合いに応じて、開発のおくれている地域には基準を低くし、地区の中小企業もこの恩恵にあずかつて発展し得るよう、きめこまかい配慮が必要であらうと思つております。

以上私は、東北の未開発地域の特に農業地帯の中心都市の市長といたしましての立場から、三点につき意見を申し上げ、本法案のすみやかなる具現を望むものでございます。最後に私は、産業と雇用の適正配置

に關する法律案について申し述べたいと思つております。

この法案の趣旨はまことにけっこうでありまして、立案に当たられた方々の御努力に對しましては、深い敬意をささぐるものであります。ただ、このよう細部にわたつての施策というものは、ともすれば重点を失つておる、いわば総花的国土開発で、また、これを実施するにつかましては、国の財政負担能力が非常なるものであろうと考へられます。その実現は、これこそ私が目がどこにあるかわからないようなことになりはせぬか。これまでの後進地域開発の諸施策において私どもが抱いた幻滅の感を免れ得ないのではないかと、この趣旨につきましては、新産業都市建設促進法案の御審議に際しても、十分高く評価されて、参考とされるべきものだらうと考へる次第でございます。

いづれにいたしましても、この法案といふものをいかに具現するかという

ことは、相当いろいろな角度から検討されるべきものだらう、こう存じます。ことに、温暖地方、積雪寒冷地帯、二十万未満の都市、こういうものがこの新産業都市建設促進法案とは非常に遠いもののごとく考へられますが、しかし、一段々やつていただかなければならぬことでありまして、自分の都市がひつかからないからといって、他の都市のひつかかるということに對してあえてそれなみを持つようなことは全然ございせん。徐々にやるべきだらうと思つておる。徐々にやるべき、かえつて格差を増大せしめるようなことのないように、いろいろの欠点

を

を

を

を

を

のあるところは、これを一つは正して  
いただきたいものと存するのでござ  
います。ことに、人的資源というよう  
なもののみを移出する県に關しまして  
は特段の御配慮を賜りたい、こう存  
する次第でございます。(拍手)  
○早稲田委員長 ありがとうございます

次に、東播地方労働組合連合会会長  
の小田英一君から御意見を伺うこと  
いたします。小田英一君。  
○小田参考人 たいま御審議されて  
おります法律案につきまして、本日兵  
庫県の東播地方労働組合連合会会長  
として出て参りました小田であります。

今回政府におかれましては、大都市  
における人口及び産業の過度の集中を  
防止し、全国的な視野に立つた適正な  
産業配置を考え、地方に相当規模によ  
る産業都市を建設することによって、  
地域格差の是正と地域開発を含めて経  
済の発展をはかるために新産業都市建  
設促進法案なるものが提案されてお  
りますが、この法案を一読いたしました  
が、労働者の一員として、なおまた労  
働運動を進めている立場から、率直に  
感じたまを述べさせていただきます  
と思うわけであります。

今日、新聞の社会面を毎日のように  
にぎわしている大都市における交通  
地獄、火災、犯罪等を見ますときに、  
この種の問題が何とかならないもの  
だろうか、四六時中神経をとがらせな  
がら、生活難を切り抜けるために働き  
続けているのが私たちの姿であります。  
大都会に行けば諸施設が完備してい  
るし、大企業があるから生活は安定す  
ると考え、地方から労働者が集中して  
くる。労働力が集中するためにあらゆる

産業が興って参ります。産業が發展を  
すればますます人口がふえていく。以  
上のような悪循環によりまして、今日  
のような大都市、マンモス都市がで  
き、社会面をにぎわしておるものと考  
えるものであります。私の住んでお  
ります加古川市からも毎日多数の労働  
者が京阪神地方にすし詰めの列車、電  
車で苦勞しながら通勤をしております。

そのことは、地方にある会社に勤める  
よりも都会の方が条件がよいからで  
あります。このまま高度成長が続くなら  
ば、地域格差はいよいよ拡大を、大  
都市は膨張して参り、経済の不均衡を  
来たしてくるものと思ひます。今日ほ  
ど国の思い切つた行政措置の必要など  
きはないと思ひつております。

政府提案によりまして、区域の指  
定を受けようとする場合は、関係市町  
村は内閣に申請をしなければならぬ  
ということになっております。なおま  
た完全に指定をされるには、新産業都  
市建設審議会の議を経なければなら  
ぬ。このような消極的な考えでなく、  
立地条件等を考慮し、政府において開  
発計画を立て、全国的に産業経済の発  
展がはかられ労働者の生活が安定す  
ようお願ひをいたす次第であります。

現在私どもの地方で起きております  
状態を若干御説明申し上げ、皆さん  
の御参考にしていただきたいと思は  
る次第であります。  
昭和三十三年に播磨臨海工業地帯と  
して指定されて以来、急速に工場誘致  
が進められて参り、農地の転用がさ  
れておるわけであります。そのために土  
地ブローカーが暗躍し、地価はものす  
ごい勢いで値上がりをしており、ま  
す。工場が建設されますと、当然労働

力が必要になって参ります。そのため  
には住宅の問題、教育、ガス、上下水  
道の完備、環境衛生の問題等が十分で  
なければなりません。昨年以來、私  
たちは住宅の問題を解決するために、公  
営住宅の不足から、労働者住宅協会に  
よる住宅団地を加古川市平岡町に建設  
を進めておりましたが、これに着手す  
るときに問題になりましたのは、土地の  
購入であります。抵所得労働者の住宅  
難緩和のためにこの建設を考えたいわけ  
であります。そのためには安い値段  
で分譲をしなければならぬ使命を帯  
びておるわけであります。農民の方  
にはその趣旨を理解してもらいまし  
たが、たまたま隣接地に大企業の工場が  
建設されることになりました。地価が  
競合し、会社と同値段で買上げな  
ければならぬ羽目に陥つて参りまし  
た。住宅ができれば、現在分譲を六  
十一戸上げたわけでありましたが、こ  
れを買上げたわけでは月収四万円以  
上の高所得者でなければ分譲できない  
ような状態でありました。加古川職業安  
定所管内では現在大小取りまぜて七十  
数社の誘致が行なわれ、昭和四十年こ  
ろより各社とも操業が行なわれる予定  
であります。そうすれば現在の約二倍  
の労働力が必要になって参ります。管  
内の新規労働力のみではとうていま  
ない切れません。労働力の需給を考え  
る場合、国の抜本的な政策によらな  
ければ、条件のよい阪神地方に人が集  
まつて行つてしまいます。

現在加古川市に誘致された若干の工  
場のために、三十五年度以來地元負担  
として約一億の資金が道路の改修、新  
設等に使用されております。そのため  
に住民は税金の増徴なり税外負担の増

なりで生活はますます苦しくなつて  
参つております。  
今日私どもは大幅賃上げと全国一律  
八千円の最賃制の確立と、播磨地方か  
ら一万以下の労働者をなくすための運  
動を展開いたしております。大企業で  
はすでに中卒で初任給一万円以上  
なっております。中小企業ではこうい  
う事情でありますので、地元から労働  
力を求めるわけにはいきませんので、  
遠く、ただいまおっしやつておられ  
ました山形の方なり九州地方からやむ  
なく三十五年度で六五%もの労働力を求  
めておるわけであります。  
以上申し上げました中で、政府提案  
によりまして法案を進められる場合に、  
静岡県の知事さんもおっしやつてお  
られたが、やはり財政の問題なり、  
私ども労働者の側からいたしますと  
ば、厚生福利施設の問題等がやはり重  
点的に考えられるものであります。  
最後に一言申し上げておきたいの  
は、私どもの地方でもすでに新しい産  
業都市の建設に向かつていろいろな施  
策が進められておるわけであります  
が、これらの一般行政を阻害すること  
なく、むしろ育成強化する立場から、  
産業をささえている労働者の立場をま  
ず安定させ、経済の発展に見合うべく  
地方都市の建設のために積極的な政策  
を望むものであります。

以上、愚見を述べさせていただきます  
したが、たゞいまの趣旨から、政府提案  
になつております今回の法案について  
は、今直ちに私どもが賛意を表せるよ  
うな状態でない。なおまた産業と雇用  
の適正配置に関する法律案に盛り込ま  
れた、特に私たちの立場を、都市を建  
設する場合に擁護するものを十分に

考え下されることを切望いたしました。  
私の意見といたす次第であります。  
(拍手)  
○早稲田委員長 ありがとうございます  
これは参考人各位の御意見  
は終わりました。

○早稲田委員長 たいまの参考人の  
御意見に対して質疑の通告がありま  
すので、これを許します。

○田中(武)委員 それでは他の参考人  
に対する質疑はあとにいたしまして、  
他の委員からも齋藤参考人に御質問が  
あると思ひますから、その点だけを先  
にいたします。

今、齋藤参考人は、特に第二十条の  
資金の確保、こういうことにつきまして  
何を規定しておるかからか、こう  
いうように言われたわけであります。  
まことに私も同感でありまして、国は  
法律を次々と作っていくけれども、金  
を出そうとはしないんです。そしてそ  
のすべてを地方に押しつける、こうい  
うのが今日の国のやり方でありま  
す。そこで、この政府案に対してわれ  
れが提出しております産業と雇用の  
再配置法は、御承知のように、大中小  
の工場、産業拠点を設けて、大拠点に  
対しては国の責任において整備する。  
そういうふうなことをいたしておるの  
であります。そういうふうな考え方に  
ついてどういふようなお考えを持つてお

られるか、その点を一つお伺いいたします。

さらにもう一点は、先ほどの御意見の中にもありましたが、大都市のこれ以上の過大化を抑制する、こういうことで二、三の御意見がございました。その中で産業立地調査法の改正という意見もございましたが、実は御承知と思いますが、昨年当委員会におきまして産業立地調査法を改正いたしましたのであります。そのとき私はこの題目をもう変更して、産業適正配置法とでも申しますか、そういうものにして、ただ消極的な勧告でなく、積極的に産業、事業場にそこへ行け、こういったような指示ができるように持っていきたい、こういう意見を述べたのです。そういうような点について、先ほど産業立地調査法について御意見がありました。が、そういうふうに改正していきたい、というふうに考えておる点について、何か御意見がありましたらお伺いいたします。

さらに、これは市長さんにもお伺いしたいと思うのですが、知事さんという立場で、実は二十一条の地方税の不均一課税に伴う措置といたしまして、工場誘致に対して特別減税を行なったときには、地方交付金においてカバーをしてやろう、こういう趣旨ですが、これは前の低開発地域開発促進法にも同じような趣旨があったわけでありませう。私は地方交付金の本質からいって、ちょっとおかしいんじゃないか、地方交付金はそういうような性格のものではないのだという考え方を持っておりますが、地方税を取られると申しますが、課せられておる立場から、あるいは地方交付金を政府からもらっておる立場

からいって、地方交付金の性格はどうあるべきか、こういう点について御意見があったら承りたいと思います。

○齋藤参考人 答え申し上げます。ただいまの、特に二十条の、進出企業に対する資金のあっせん、資金の確保というのを地方団体に義務づけてある規定、こういう規定は、私も法案自体——今たぐさんの法案が、政府が、初めてであるのであります。政府が、財政投融資なりあるいは日銀を監督する立場でいろいろ強力な指導をいたしておる実情は私も承知をいたしておるのであります。知事という立場で資金の確保をはかるといふようなことは、全く考えられない。もちろん地方銀行もありませんので、地方銀行に対して私ども要請はいたし、行政的な指導ということ、これはもうできるものであります。資金の確保を法律でもって義務づけるということ、は、何を意図しておるか、その意図が私には了解できないということであるのであります。私も地方団体、特に静岡県は富裕団体、こういうことをいわれておるのであります。決して富裕団体ではないのであります。比較して富裕というのであります。決して豊かなものではないのであります。私も、地方の万般の仕事をいたしましする持ち前の、ほんとうの固有の資金というものは、実は二割くらいしかないものであります。私のところで四百億の予算を組みますが、六十七、八億の予算が考へておる、地方の県議員また地方住民のほんとうの意図するところ、中央のひもつきでない事業、特色を出していく仕事、教育から衛生から道路から、あらゆるものに対して、い

わゆる単独事業というものは二割しかないものであります。いわゆる府県の財政というものは、結局二割自治である。憲法に保障されておる、自治といたしておりますが、実質的には二割が静岡県においてほんとうの意味の自治である。いわゆる二割自治とはこれをいっておるのであります。従って、資金の確保などは私もどうも考えられないし、これらの仕事を進めていく上におきましても、従来の公共事業なら何パーセントとか——しかもこれは全国的に分けられておる。道路なら五年計画ですでにきまっておりますのであります。それからやはり集中的に、しかも急角度に進歩していくことを要請されるこれらの新産業都市にどれくらい割り当てられるかという、少しの配慮もないのであります。この法律が出て、訓示的な規定だけで、そこには何もなしという実情であります。私には、この法律に当然伴ってくる個々の施策なりというものが、農業基本法における各種の法案がこれにつながって出てくると同様に、これを確保していく条文なり法案というものが当然付属してこなければ、これはムードだけを出していくにすぎないので、こういう構想なんだということ、一応、まあ時勢も時勢でありますので、所得倍増とか、そういう一つの形、しかも地域格差ということ、国民から叫ばれておるので、これを一つカバーして、こうということ、ただムードを出していく、構想をただ打ち出したこと、今の一連のこの法案に現れた条項では、何らそれを進めていく具体的措置というものは一つもされておらぬということに、趣

旨はけつこうであるが、実施の段階において全く従来とは何ら変わらぬということが御質問の第一点であり、私もさように考えております。

それから、交付税の問題であります。考え方は、企業が来たからこれに特別減免をするというものは本来の姿ではないんだ、減免をせずに、むしろその企業が来ることによっていろいろ要請される各般の整備というものを積極的にやっつけていくべきだということ、自治省を初め中央の政府機関では言っておるのであります。私はその通りであると思うのです。考え方はその通りであるが、現実にはさようなものではないのであります。私ももちろん企業が来ることによって雇用が増大し、地域社会の大きなレベル・アップになるのでありますから、みずから耐え得るものは積極的にこれは出して誘致すべきである、あるいは企業の大きな負担の一部について公共事業等あるいは単独事業等、これをプラスする意味において積極的に金を出し、あるいは負担すべき税の一部をこれは負けてやる、一年なら一年、二年なら二年ということ、減免していくということ、私は現実の問題としては当然な行政措置である、こういうふうに考へておるのであります。割り切った建前からいって、理屈からいってそうあるべきではないか、企業は企業で負担すればいいんだ、負けてやらぬでもいいんだ、従って負けてやる部分については基準財政収入には見ないのだ、見る分については、今度は法案を作った手前もあるから多少見てやれというような規定がありますが、こういう考え方は

でこの大きな国家的事業というものはどうしてやり得るものではないかというのです。従って私は、低開発地域についての規定が、あれもきわめて不徹底である、すべきことは、やはり同じく国家的な大きな使命を持つた新産業都市建設であるならば、地方において減免措置を——これは非常に行き過ぎた問題は中央で十分審査すればいいのでありますから、当然考えられるべき減免については交付税でもって措置すべきであるということ、交付税の趣旨からいっても当然であるというふうに、全く御意見の通りな考え方を持っております。むしろ積極的にそういうものは交付税でもってカバーしていくべきである、かように私は考へてをります。

○田中(武)委員 もう一点、答弁が落ちたのですが、実は本日は政府案のみでなく、われわれ社会党の提出法についておきます工場及び雇用の再配置法についても御意見を聞かしていただきました。このように実は思っておたわけなんです、その点に触れられなかつたので、先ほどちょっと申し上げたのですが、大体の考え方は法案の要旨で言っておると思いますが、産業立地拠点で大中小に分けて、大拠点については国が全額を負担して、国の責任においてやるんだ、こういう考え方を打ち出しておるのですが、そういうような点について何か御意見があったら聞かしていただきたい。

○齋藤参考人 落としまされたのですが、私も地方の大きな前進になることであり、地方も現実企業への進出によって取得すべき税というものの増収は当然考えられるので、地方に

の増収は当然考えられるので、地方に

おいてできるだけのやほり負債なり、起債なりそういう借金をいたしまして、これの促進に寄与をしていかなければならぬ。またできるだけの力を地方自体も出すべきである。従って、大都市の建設、大中小を分けてのいわゆる大、これは国でやるべきだといふふうには考えております。もちろん国で十分な措置をすべきであらうが、地方としてもできるだけの私措置をすべきである。各段階においてはいろいろの御意見もあると思いますが、実は私は新産業都市の方の法案について勉強をいたして参りましたので、その方の勉強はあまりやっております。御了承を願いたいと思ひます。

○早稲田委員長 齋藤さんに御質疑の方はございませんか。  
○久保田(豊)委員 それでは二、三齋藤さんにお伺いしたいと思ひます。齋藤さんも御指摘になっております。私どもはこの法案はそのままの形じゃ困ると思ひます。と申しますのは、政府の見解は、これは基本法だといふ見解であります。それからあとの具体的な実施法は逐次出していくのだといふことではありますけれども、ともするとこの法案ができません。つまり中央のお役人にまかせるといふことになりがちであります。これは私はこの法案が実施された場合におきましては、弊害はうんと起こすけれども、どこにもプラスにならぬ、こう思ふのであります。政府としては、もしこれを基本法といふほんとうに考へがあるならば、ちよつど農業基本法等の場合に行なわれましたように、これと連関のある、いわゆる具体的

的な実施法を、必要なものは当然これを同時に出して、一緒に審議するといふのがほんとうの態度だと思ふのであります。こういう点について齋藤さんはどう思われるか。それがついておらない限り、このままの法案をこのままで多少の修正等をして通しても、これはあとで国としても大へんことになる。特に地方団体や地方住民、またそういうところへ行つた企業等もえらい目にあうというのが実情にならうかと思ひます。すでに現在地方へ出ていった企業が、公共投資が伴わないがために、道路ができないとか何とか言つて、工場のいわゆる能率を發揮できないといふところがぼつぼつあちこちに始つておるのであります。こういう段階において今お話のありましたように単なるムード作りみたいな、こういうためにだけ役に立つという法律を作るといふことは、私は非常に弊害が多いといふふうに思ひますが、この点はどう思ふかといふ点が一点です。

○齋藤参考人 先ほど触れておいたのであります。この法案だけでは、全く無意味とは私は申し上げません。ムード作りには一つの役割をすると思ひます。構想はこういう構想なんだという政府の意図は私も了承するのであります。これが少なくとも新産業都市建設促進法だといふことには、まことに私も受け取りかねるのであります。どこに促進の条項があるかといふことである。資金を世話しなければならぬとか、努めなければならぬとかいうようなことを言つておるのであります。何ら具体的な手段、方法について規定がないのであります。私は絵に描いたばちとは、これを言うの

ではないかと思ひます。ないよりもまだあります。ないよりもましでありまして、おっしゃる通り、一つ一つ基本法に関連してやはり実施法というものが出されてこなければ、また少くとも現実に進んでおるのであります。これからぼつぼつ考へてやるというこの段階ではないのであります。もうすでにどんどん行なつておるのであります。その事実を、私は現実に即応してこういうふうな法律が出るならば、同時に用意するべき一連の施策というものが少なくも出てこなければならぬ、同時に審議するべきでなければならぬ、これはもう全く久保田委員の仰せの通りであります。ぜひ一つそういうふうな御促進を願いたいと思ふのであります。

○久保田(豊)委員 もう一点、この法案の基礎になっていふ考えは、これは新産業都市ですから、どうしても産業が中心になるわけでありまして、またそうでなければ意味をなさぬ法案であります。その企業がどこへ行くかといふことについては、企業を呼んでくることについては、これは知事なり市町村長に責任を負わしてあるわけですね。私は、こんなことは、これからの産業情勢から見てできる仕事ではないといふふうにお思ひます。と申しますのは、現在まで日本では始めておられるのは、御承知の通りコンビナートが約十一カ所です。いわゆる工業団地が約百カ所です。こういうものが現在すでに始められておるのであります。これらはいずれも現在までの段階では、ほとんどが企業そのもののイニシアチブによつて行なわれておるのであります。しかし、これからは国際的な環境

その他を考へてみた場合において、これに何らか大きな意味での法的な規制というほどではないにいたしまして、何らかの規制を加えて、そしてこれを効果的にやつていかなければ、これは国際的にも太刀打ちのできないといふふうな、内外の情勢がそうないてきておるといふのが、一つの新しい情勢です。

それからも一つは、工業の構成自体が、御承知の通り、大体において鉄と石油と電気、この三つを中心にして重化学工業ないしはこれと連関する工業といふもので、一地带に大きなコンビナートを作るといふのが世界的な大勢であります。それに日本の特殊事情としてのいわゆる原材料あるいはエネルギー等を海外から持つてくる、こういうことがひひかかちかちかして、臨海でなければだめだ、こういうふうなことが問題になるわけでありまして、こういう新しい産業の動向といふゆる地方の所得格差解消という仕事とを、そういう条件を整えておるところはともあれ、今山形の市長さんのお話のありましたようなところであつて、これは次元といふますか、性格の違うところである、これを一緒にくたにこういふふうにしてやつて、しかもその責任を知事に背負わせる、こういうこの法律の基本的な考えは、私は必ずしもよくいかなといふふうにお思ひます。こ

いいますか、しかも企業の自由といふものが保障されておる現在の法制下におきましては、何としても企業自体の選ぶところにまかせるといふ建前が原則であるように考へられるべきであります。従いまして、私は法的な措置として資本導入の措置が欠けておるのではないか、その点を御指摘と存じます。もう一つ進んで、新産業都市の建設ということをやつてやるためには、やはり政府の措置として資本導入に何らかの積極的な施策といふものが立てられなければならぬ。現在の経済の建前からいまして、企業の自由と企業の選択にまかせておるのが現状であると思ふのであります。従いまして、できるならば、資本導入の措置が一つ積極的の施策として打たれてほしい。そういったすれば、ここが臨海工業地として石油コンビナートに適當な土地であるといふふうなところに、やはりそういうものを導入する政府の措置を打つていただきたい。製鉄なら製鉄に適當な土地であるならば、その土地を一応適地として、そういう企業の進出、導入について政府として法的あるいは行政的な施策といふものをとつていただく、そうするならば非常にスムーズにいくといふふうには私考へております。

○久保田(豊)委員 もう二点だけお伺いいたします。  
その次の大きな基本的な問題として、これは私個人の考へですが、こういう問題は、いろいろの点から見て、国自体がどこをいわゆる新産業都市に指定するか、どういふものを建設するか、そこにどういふ企業を誘導していくかといふことをきめて、そうし

て実施の責任も国が持つ、それに対して、知事なり市町村長なり、こういうものが協力をするとする形がなければ、これが円滑なる実施というものはできないというふうに思うのであります。もちろんその過程においては、地方の知事なり市町村長なりあるいは議会なり住民の意向を十分に入れないならばならぬと思ひます。そういう観点から見て、この法案はさか立ちしていかぬか。知事が申請して、国がこれを認可してやる、しかも基本方針なり何なりは国が与える、しかも国が責任を持たない、こういう行き方では、これはまさに本末転倒ではないかと思ひるのであります。

そこで、これは仮定の問題でありませんが、かりに新産業都市について国がみずから責任を持って実施するという事になりまして、知事なり市町村長なり地方団体はどういう程度に行政上これに協力したらいいかということと、その場合において県なり市町村なりがどの程度の財政負担をするのが適当か。もつとはつきりいへば、現在いろいろな事業についての補助金があり、それらのうち新産業都市を作つていくために必要な基本的な施設については、これは国が全額を持ってやるのが当然である。付随する町作りに連関する問題については、これは従来とは多少違つた法律の適用なり何なりする。そうして地方の団体の財政負担をこのために——特にその場合における住民に対する生活投資といひますか、いわゆる社会的な投資を地方団体の創意によつて相当やれるという余地を残すような国の負担方法というものをやるのが必要だといひます。

ふうに思うのですが、そういう点について、内容的に見てどの程度の責任を負つたらいいか。どの程度は県なり市町村が責任を持つのか。そしてそれを統合する場合のコンビネーションというか、発言権というか、そういうことについて、国がやる場合において、地方団体がどの程度それに参与して、あるいは発言のできる機会を確保し得るか。こういう問題についてお考えがありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤参考人 非常にむづかしい問題であり、国が責任を持つて計画を実施するということは、むしろ地方の自治体、特に府県知事、関係市町村長というものがこの実施の責任を持つて一向差しつかえない。ただこの際、これらを実施するに於いての国と地方との負担分、責任の分野というものをもう少し特別に措置しておくべきではなからうか。もちろん公共事業においては三分の一が地方負担、道路については、港湾によつてはいろいろな区別がありますが、少なくとも新産業都市建設に關連する各種公共施設といふものについては、やはり国と地方との負担といふもの、責任分野といふものを法律でつきりとしておくということが建前であらうと思ひます。

将来大きな税源になるのであります。大きな地方の開発にもなります。私どもも地方としても十分負担をしていく用意を持つております。現在の地方の財政制度のもとにおきましては、決して大きな負担をいたしていくわけには参らぬのであります。ちよと私どものところへ石油コ

ンビナート等が進出してくるという話がございます。会社自体は最終的な意思決定はいたしておるのであります。いろいろな関係上まだ現実の問題になつて着手いたしておりませんが、その間におきまして、私ども工業用水とかいろいろのものを今積極的に展開いたしておるのであります。ここに投せられる公共投資なんというのは、大体百二、三十億は要するのであります。それに、十年かかるとしても一年に大体十億が出ていかなければならぬ。こんな金は府県には一つもないのであります。どうするかというところ、将来この企業から入ってくるであろう固定資産税その他の税金を一応考えまして、これを五年なら五年免税するといふ建前で、その分を一応企業から借りてくるのであります。もちろん八分五厘なら八分五厘の利子をつけて借りてきて、これの先行投資を同時にいたしていくという苦しい工夫をいたしておるのであります。また、県がこれだけの金を金融機関から借りてくように思ひました。自治省の許可なくしては一銭も借りられないのが現在の地方財政の建前になつておる、やみ金融といふものは地方団体には一銭もないのであります。従つて、私どもも立てかえてやつていくというふうな状態であり

ます。私もこれは一向差しつかえないと思つております。地域の大きな開発のための、将来大きく伸びていく、将来の大きな税といふものを担保にして投資していくことは、一向差しつかえない。従つて、経費を国ですべて持つておりますが、はつきりという施設については三分の一なりあるいは三分

の二なりというものは政府で出すのだ、新産業都市建設の各種施設についてはこういうふうに出すのだといふことを、責任を明らかにする規定をこの際やはりはつきりとしていただくというところが先決であらう、そうでなければどうもこの仕事は現実によつていけないというのが実情である、かように考へております。

○久保田(豊)委員 もう一点は、齋藤さんは、地方団体特に県がこの事業を実施するについては県に事業部というものを作つてやつたらいいじやないか、大体こういうお考えのようでありまして、先ほど御提案しておられますが、これも大へんおもしろい案だと思ひます。ただ、今一般には公社ないしは公団という形で大体この事業をやらうというものが、国の規制はありませんけれども、法律はないが、そういうものでも、必要資金の五分の一とか六分の一とか与えられるのがせいぜいであるのであります。要するに、自治法の手前、全然融資の道が今はないのであります。従つて、県にかかわるべきその事業の執行機関として公社というものを作つていく。これなら公社の名前で銀行とか民間資本からそういう金を借りてくることができます。また県の職員はほとんど出してあります。県の監督下に、別に、県の別働隊で実施をさしてあります。私は事業庁といふのは、そうでなくて県の機構として——今静岡県なら八部なら八部といふものしか作ることができない。自治法でちやんと部の制限ができておる。二百万以上は何部とか百五十万以下は何部であるといふように部の設置も縛られ

ならざるを得ないと思ひるのであります。かといつてあなたのおっしゃる事業部という構想は、単なる起債で済むのか、あるいは民間資本もこれにある程度導入してやられるようなシステムになるのか、そのところが非常に問題だと思ひますが、この辺についてはどういうお考えですか、この点も一つ聞かしてもらひたい。

○齋藤参考人 公社、公団の問題でございますが、中央にそういうものを作るといふ……。

○久保田(豊)委員 いや、地方です。はかようなことではありません。私の方におきましては、起債をするには一々自治省に許可を得なければならぬ。しかも少ないワケでもういろいろな競争をやつて、ようやく割り当てられるので、必要資金の五分の一とか六分の一とか与えられるのがせいぜいであるのであります。要するに、自治法の手前、全然融資の道が今はないのであります。従つて、県にかかわるべきその事業の執行機関として公社というものを作つていく。これなら公社の名前で銀行とか民間資本からそういう金を借りてくることができます。また県の職員はほとんど出してあります。県の監督下に、別に、県の別働隊で実施をさしてあります。私は事業庁といふのは、そうでなくて県の機構として——今静岡県なら八部なら八部といふものしか作ることができない。自治法でちやんと部の制限ができておる。二百万以上は何部とか百五十万以下は何部であるといふように部の設置も縛られ

ならざるを得ないと思ひるのであります。かといつてあなたのおっしゃる事業部という構想は、単なる起債で済むのか、あるいは民間資本もこれにある程度導入してやられるようなシステムになるのか、そのところが非常に問題だと思ひますが、この辺についてはどういうお考えですか、この点も一つ聞かしてもらひたい。

ておるのであります。しかも官庁の機構で、小さいながらも府県にいきましても一つ一つ中央へみん各都府が切つておるのであります。これを一応切つて別働隊として公社を作るか、それともはつきりとした事業庁というものを県庁とか地方機構のうちに確立をして事業実施に当たっていく。道路は土木部とか、あるいは上下水は衛生部とか、こういうふうに分かれておるのを一つにまとめて事業庁のような構想でこれを進めていくのが適当ではなからうか。その一つの道路だとかあるいは一つの埋め立てだとかいうものは公社組織でいいと思いますが、全体を進めていく公社組織とは私は考えておらない。むしろ官庁機構として事業部というものをしっかりと確立をして進めていくべきだ、かように考えております。

○久保田委員 今の点は、公社、公団は要するに民間資本なり何なりを入れるわけですから、事業が、うまくピントが合つて、テナポが合つて計画通りいけばいいが、いかな場合のしりぬぐいをどうするかという点を実はまだ聞きたかつたわけです。それからもう一つ、大体今までのコンビナートその他の経験から見ますと、最初行く場合は、その地方の労働力を十分優先的に確保する、あるいは使う、こういうことであっても、実際にはなかなかそういつていないという場合が、その労働条件等も必ずしもよくはないというのが、今までの実情です。最近では労働力が非常に少なくなりましたから多少事情は変わってきましたけれども、その地方の住民からいえば、たとえば百姓なり漁師をやっておる者が、今度工場ができる、あるいはそういう大きな

なコンビナートができる、そのために百姓がやれなくなつた、あるいは漁師がやれなくなつたという場合には、そこへできる企業に——これは年令的にもいろいろ問題はありますけれども、少なくとも条件が合ったときは、しかも特別にサボるとかなんとかいうことではない場合は、必ず就職ができるという保証をどこかでしてやる。その保証を具体的に生かすための職業訓練等もするという保証がないと、なかなかこの事業はうまくいかぬと思うのであります。ところが、現在のところは大体行政官庁と進出会社が一応協定をしますけれども、この実施を保障するところはどこもないのが実態であります。だからそんなことを約束しても、いざというときになくなってそれぞれ人間が、会社に雇つてくれと言つても、実際には雇われぬというのが実情であります。この就職保証の方法、それに即応する技術訓練の方法をどういうふうにして現地々々で——県なり市なり、またまとつたものとしては、市町村がやるよりほかにないと思ひますが、これを何らかはつきりする措置というものが私には必要だと思ひます。どうに思ふのですが、この点についてはどんなふうにお考えになりますか。

○齋藤参考人 先ほどの公社の問題であります。公社をやるにつけても、公社自体は何らの信用力はないのであります。結局県なり当該地方団体の全面的な保証をするという議会の議決があつて初めて公社の信用力がつくのであります。これは非常に大きな問題であると思ふ。大きな仕事をやるにつけ、やはり大きな責任を公社自体でなく県自体がかぶつてしまふというこ

とで、この限度なりを私どもは非常に憂慮いたして、現実になるべく少なくしてやる、これだけは現地としてはいかならない、しかし、こういう方法でも使われないとなかなか急テンポな開発にはついていけない、むしろ先行しなければならぬのにとともにそれはできない、しかも現在の情勢では、官庁となかなかできないから、こういう方法が適当な事業については必要である、その裏づけは府県である、府県は一切の信用と保証においてこういうものは成り立つ、従つて慎重にこれをしなればならぬ、かように考えております。

それから新しい進出工場につきましても、そこに土地が取得されれば当然離れなければならぬ。あるいは港湾にいろいろな施設ができますれば、漁業の形態が変わつて参ります、漁業から離れて新しく営業なり、漁業者の行場を考えなければならぬ。しかも最近における進出工場というものは、非常に高度の技術が必要であります。しかもオートメーション化して、従つて比較的広大な土地は要りませんが、人間は比較的少ない、雇用が非常に少ない。高等学校を出たとか中学卒などの若い者ならばちよつとした訓練で十分通用いたしますが、困るのは中年令層です。これをどういうふうに適応させていくかということに、現実の問題として私も非常に苦勞しております。従つて、三十代、四十代くらいは一応再教育、再訓練ということをして短期でもしていかなければならぬ。それは会社の負担において職業訓練所に收容して、一年なり半年なり給与を与

えつつ職業訓練をしていかなければならぬ。そして少しでも適応させて会社に出していかなければならぬ。こういうことで現在四千万円とか五千万円とかかけて職業訓練所を新設しつゝあるのであります。これでもなかなか思ふように吸収されないのが、中高年令層における離職者と会社との受け入れの問題であります。これには私も非常に苦勞しておりますが、第一次産業だけでなく、二次、三次の関連産業等に極力收容するようになつてを強力にいたしておる次第であります。もちろん契約には当初から、離職する者については雇用は完全にとるという約束であります。何といつても中高年令層以上は雇用ができないというのが間々ある現実であります。それならば、生業保証をどうするか。営業を続けていく代替地等を求めていかなければならぬというふうな、いろいろなることを私も考えておるのであります。これはおつしやる通りなかなか重大な問題であり、解決いたしておりません。部分的には非常に不合理なものも出ておりますし、現実には処置をいたしかねておるところもあるものであります。逐次これには工夫をして、国にもこういう職業訓練とかいろいろな施設についての積極的な助成をお願いしなければならぬ。こういうことが裏づけられて初めて地域全体の各種の施策がほんとうに実施できる、こういうことが望ましいことである、かように考えております。

○松平委員 齋藤参考人に伺いたいと思ひますが、先ほど政府の窓口を一本化してくれというふうなお話があつたわけです。この法律の所管官庁は経企

庁でやっておるわけでありすが、しかし、今のような法案の条項から見ますと、窓口はなるほど経企庁であるかもしれないけれども、実際は建設省なりあるいは農林省にお百度を踏まなければならぬ、こういうことになるのじゃないかと私は思ふのです。従つて、窓口を一本にしてくれということ、むしろ首都圏整備委員会のようないわゆる行政委員会か何かである程度きめられるものはきまるんだ、こういうふうなことにしないとだめじゃないかと思ふのです。その点についてはどうのようにお考えになつておるかということが第一点であります。

それから第二点は、新産業都市というものができますれば、その辺の労働力雇用というものは近隣の農業界からやはり持つてくるということにならざるを得ない。そういうことと、さつき山形の市長さんが言われた通り、だんだんと付近の農業界の方の人口が減つてしまふ、こういうふうな結果になるおそれがあると思ふ。従つて、これは先ほど齋藤参考人も申されましたけれども、大都市、マンモス都市に現在あるものを押える、のみならず、むしろ今あるものがある程度地方に移す、そういうふうな考え方にならぬと格差がますます出てきちゃうのじゃないか、こういうふうな私には考えておると同時に、現在のマンモス都市における生活面におけるいろいろ困難というものもなかなか解消できない。であるがゆえに、たとえば静岡県なら静岡県に新産業都市ができるという場合には、東京の一部の工場を移す、あるいは能率の悪いこつちの工場をやめて新しい工場を作る、こういうふうな方

向でいかなければならないのじやないか。そういったしますと、産業に関する立地条件、工業の立地条件の調査に関する法律をもう少し規制を強くしてもいいという意見があつたのです。イギリスのごときはいわゆる産業配置法というものを考へて、そして適正配置というものを考へて、その程度規制できるようにして、同時に新産業都市を育成する、こういう二つのものがあわせ行なわれていかなければ、地域格差というものはますます出てしまふのじやないか、こういうふうな感じを持つています。この二つについて御意見を伺いたいと思ひます。

○齋藤参考人 窓口の一本化でありまして、地方行政をあずかつております知事といましては、それが今までの仕事をやるにつけてもいつも切望しておる一つであります。ましてや、こういう法律が出来ます、六省にもまたがつて仕事をやるということでありまして、これは、この調整等に本省でも御苦労なさると思ひますが、私もは全く奔命に疲れるというか、この法案を見てため息が出るのであります。しかしながら、この法案のでき上がつてくるまでの経緯等もあります。従つて、一本化するといふことがはたしてできるかどうかといふことは、今までの長い経験からいってなかなかできないのが中央の役所だろうと思つて、それがそれならば窓口を一本化するのと同じような効果のある強力な、経済企画庁なら経済企画庁が全部の責任を持つて、これらの運営、調整に当たつていくといふだけの御覚悟と何らかの措置が望ましいのであります。審議会であるとかいろいろなものもち

ろん中央でも設けられるようでありますが、そういうところに大きな権限がおりますれば、これもけっこうであります。しかもそれが経済企画庁のもとにあるといふことならば、事の性質上からいって望ましいことである、これは賢明な委員でありますので、十分御想像ができることと思つてあります。

それから、京阪神とかあるのは京浜地区とかには、事実企業のいろいろな隘路がありますが、こういうところへ集まつてきた方が、消費地とかいろいろな関係で便利であり、また財政力も豊かであり、地方団体の協力などというものは、やはりこういうところ集つてきた方が企業自体もやりにいのであります。私も府県といつたしましては、立地条件はありまして、立地の整備といふものはまだこれからやるのであります。従ひまして、前後いたしました、いろいろな点からいって、なかなか企業自体が出てきにくいのが事実で、結局大きな都市に集中して、今過度に集中しておるのが現実であるのであります。最近の姿において、私も、私も箱根を越えてだんだん出て参りましたが、やはり東京周辺に殺到いたしておるの、こういうふうな事情に由来しているのはなからうか。従つて、首都圏整備に関するあの法律なり立地等に関する法律なりを、届け出とかいふことではなくて、強力に、これはいかぬ、勧告なんという軽いものではなくて、この地帯はこういうものではないのだという強力な制限規定を設けていっていただかなければ、結局交通、教育、いろいろな社会環境が一応整つておる、また整いの早い大

都市周辺に集まつてしまふ。またこれらの力は非常に大きいのでございませうから、会社に対する便宜供与も非常に積極的でありませう。これから地方にだんだん新しい産業都市を作るといふことになりませう、さなきだに負担力の小さい地方団体については、それぞれ政府が積極的な手を打ち、これらの事業を進める上に大きな積極的な施策を進めませうと同時に、今おつしやつたような既存の過度に集中しつゝある大都市に對する工業等の制限というものを強ければ、同じ結果になつてしまふといふふうな考へておられます。

○早稲田委員長 齋藤さんには、御多用中、まことに御入りりました。貴重な御意見を述べいただきまして、感謝にたえません。厚く御礼を申し上げたい。では、どうぞお引き取りいただきます。ありがとうございます。続きまして大久保、小田参考人に對する質疑を行ないたいと思ひます。田中武夫君。

○田中(武)委員 だいたい時間も過ぎておりますから、簡単に御質問いたしたい、このように思ひます。

参考人に御質問する前に、菅政務次官に一言お伺いをいたしたいのは、この地区の指定といふことは、この法律が通つてからなされるのでありますけれども、すでに何省においては何か所とか何省においては四十とかといふような予定もあるようです。そこで、先ほど来の参考人の御意見は聞いておられたと思うのですが、いわゆるこの法律を実施していく上において、公共投資、たとえば道路、港湾あるいは工業用水等々、こういう公共投資に必要で

あるという金額を大体どのように見積もつておられるのか、その点をお伺いいたします。

次に小田参考人にお伺いいたしたいのですが、新しく進出をして参ります工場、事業場、こういう中には、大企業が来るために、それに付随してくるいわゆる下請関係とか中小企業等も多々と思ひます。そういうような、新しく地区に出てきました工場、事業場等において労働組合を作るとか、あるいは労働組合を作らざることを好まないとといったような風潮があるかどうか。また既存の工場における労働組合あるいは労働者と、新しく進出して参りました工場、事業場の労働者との実際の面における交流等を、これは地方労働組合の一つの任務といひますか、運動の中において考へねばならぬことだらうと思つておられるが、その新しいところと古いところとの労働者交流といひますか、そういうことについて實際どのようなことを望まれるか、そういう二点についてお伺いをいたしたい。

○菅政府委員 ただいまの御質問でございますが、まだ研究中の分野が非常に多いのでございまして、各省と打ち合わせた正確なものといふのはまだないわけでございしますが、大体の予定として、一つのモデル地区、一産業都市について約一十億程度の公共投資は見なければならぬのではないかと、これくらい腹づもりで寄り寄り話し合つておりますが、これが何か所になりますか、相当の敷に上りますから、かなりな公共投資の費用になるわけでござい

ます。今のところその程度の暗中模索で勉強をいたしておるところでございまして、まだ責任あるお答えはできません。段階でございませう。

○小田参考人 労働組合を作る場合に、経営者の方から何らかのものがあつかないのか、こういう御質問であります。私も、私も現労働組合を作つてはならないといふような経営者の考えを露骨に表わしておられるところはお聞きませんが、私自身も青年商工会議所あたりへ行きまして、いろいろ懇談をいたします。趣旨につきましては、それらの方も御了解をいたしました。労働組合を作つていただけのかどうかということになります。やばり言を左右にいたします。そういうかげんで、最近、特に顕著に現われておりますのは、福利厚生施設を完備をする、そういうことで労働者が不満を起さないような方策を立てておる、そういうことでもあります。

それから新しい企業との関係の労働組合の方と交流しておるか、こういうこととでありますけれども、また大企業は、加古川地域、高砂の方にも、東播を含めて、若干進出をしておられます。労働組合の役員の方はまだ来ておられません。既設の方面からいろいろと私の方でやっておりますのは、自治体に対して、やはり会社社独自でできないたぐいさんの問題がありませう。教育の問題なり、労働者の福祉の問題なり、施設の問題、こういうものにつきましては、やはり自治体に負うところが非常に多いと思つて、その面につきましては、勤労者福祉対策協議会といふふうな銘を打つて組織



ことよって四大工業都市に集中して  
おるものを牽制して、逆に分散しよう  
という考え方であります。従いまし  
て、その見地からいきますと、これは  
段階は二段にも三段にもなりますが、  
ある時期までに各ブロックに新産業都  
市が一つ、二つ、三つとだんだんふえ  
ていくわけでございます。それで四大  
工業センターに次ぐ大工業の性格を持  
つという順番だけで、私どもは指定し  
ていこうとは思っておりません。やは  
りその順番だけでなくて、各ブロック  
の中心になるという意味で選びますか  
ら、たとえば東北なら東北の中心とな  
ります一カ所、二カ所、三カ所ととつ  
て参りますから、他の地区の産業都市  
候補市の方が大工業都市としては有力  
な立地条件を備えておる場合でも、東  
北なら東北の中心としてもものを選ぶつ  
もりでございますから、そういう考え  
方ではやはりかなりブロック的に新産業  
都市が適正に分散されていくというこ  
とになると思ひます。ただ問題は、い  
ろいろな財政の資金の事情がございま  
すから、急速には参りませんが、従い  
まして、厳選主義で出発はいたします  
が、長い目で見ていただきますと、  
逐次こういふふうにならざるを得な  
く、別に適正に分散されていく、この形を  
とるつもりでございます。そのことに  
よって四大工業都市がむやみにこれ以  
上あまり病的にふくれぬというこ  
とをまず牽制していくということを第  
一に念願するつもりでございます。

それで、そんなことをやってお  
て、まだもう一つほかにあるじやない  
かというお話でございますが、それは  
低開発地域の工業開発のあの法律によ  
りまして、その方面からも、一定の要

件を備えた、どっちかという農業地  
帯的なところの中心の地方工業地区は  
それによつて開発をしていく。内陸地  
区の中都市以下のところは、むしろそ  
れによつて工業開発をやっていく。こ  
の二本立てで進めていこうという構想  
であります。

しかし、そのみで私は工業の適宜  
地方分散というものは全面的にカバ  
ーできるものとも思ひませんので、そ  
の間のギャップというものをどう埋め  
るかという問題は、これから両法案を  
実施しながらいろいろ考えていきたい  
と思ふのであります。のみならず、こ  
の低開発も含めた両法案というものは、  
いわゆる総合開発計画の拠点開発  
主義を實行する有力な二つの方法では  
ありませんが、すべての方法がこれに  
尽きておると思ひませんので、従いま  
して、全国総合開発計画ができ、それ  
に基づいて府県計画ができて、それに  
基づいてこの二つの法律にカバーされ  
ない部分の開發計画もいろいろ立つと  
思ひます。そうしてこの二つの法案によ  
らぬ部分が全然手がないかどうかと  
いうと、手がないのではありませぬ。  
それはそれで、たとえばこの後進地区  
の開発につきましても、公共事業の保  
率アップの体系もございまして、そ  
れからまた開発銀行系統から特別融  
資をする道もございまして、あるいは  
東北においてはああいうふうな、目下  
おしかりを受けてはおりますが、特別  
な開發会社の活動というものもござ  
いますし、いろいろな手を加えてお  
りますので、従ひまして、この二つの法  
案以外にも、いろいろ地方の後進地域  
の工業發展を促進するものはないで  
ございませぬ。まあ、あの手この手

総合いたしましたして、この地域格差の是  
正に努めたいと考えておる次第であり  
ます。

○西村(力)委員 まあ私たちこの法案  
審議にあたりまして一番問題とするの  
は、もちろん市長の言われるように、  
自分のところが該当しないからけしか  
らぬという立場はとりません。  
とりませんが、今現実の問題になつて  
おるのは、地域格差あるいは業種別格  
差とかそういう格差拡大をどうするか  
という問題、これから両法案を  
いまして当然考えなければならぬ。  
そういう立場に立つて、そういう内部  
的な、あるいはそういうようなところ  
がますます置きざりにされるというこ  
とをどうするか。これは当然個人的な  
セクト的な立場でなくて考えなければ  
ならない問題である。これをどうする  
かという問題が、私たちの真剣な問題  
になつておるわけなんです。これは、  
現実には所得の格差が拡大し、また人間  
は流出し、あるいは農業から離農しな  
ければならぬという人々が、どうや  
つて構造改善の現実の施策というもの  
で自分からだを、方向を合わせてい  
うかということ、苦慮しているよう  
であります。事は急がなければなら  
ぬわけなんです。ですから、そういう  
場合に、先ほどの御答弁によりまし  
て、過大都市ではどうにもならぬから  
新しいところを求めていくという大き  
い資本の希望にこたえる法律です。  
たとえば水島地区にどんどんと大企業  
が進出して、過大都市でもどうにも  
ならぬからそこに行くのだ、そこに  
きやすいようにしようというのがこの  
法律なんだ。ですから、そういうこと  
だけに集中する法律というものは、原

則からいいまして、私どもは決して好  
ましいものではないと思ひますが、それは  
それとして、それに付随して、それに  
置き去りされる地域をどうするかとい  
うことを、具体的に実効あるようにこ  
れは仕組まなければならない、こう  
いうことを私たちの希望として強く要  
望するわけなんです。それで、まあ私  
ちよつと道路をつけてやるとか、直  
ちよつとした手を加えることによつ  
て、工業誘致が非常に可能になる。  
ちよつとしたことで可能になる解決策  
というのは相当あるのです。そういう  
ところなんかもきまかまかやつてい  
くということも出てこなければならぬ  
のじやないかというところも考えてお  
るのですが、いざにして同時並行  
的にそういう方法を立てていくとい  
うことは、はっきりしてもらわなければ  
ならぬと思ひます。そういうことを  
一つ希望しました私の質疑を終わら  
せたいと思ひます。

○早稲田委員長 久保田君。  
○久保田(豊)委員 時間ありません  
から簡単に二人に、大久保さんの方  
には三点、小田さんの方には二点だけ  
要点についてお伺いいたします。  
大久保さんにお伺いいたしたいのは、  
東北のようなつまりああいう農業  
県ですね、お話がありました、これは  
私はこう思ふのです。日本の農業の  
いよゆる構造改革、これを本気にやる  
には、農民の数を少なくする、これは  
どうしてもやむを得ないことだと思  
ふのです。今のうちに農村から勤めに  
通ってくる、うちの方では三反百姓を  
やるなんていう格好は、この格好にと  
られる限り、日本の農業が工業に太  
刀打ちすることは、どんな政策を持  
たつて、できませんよ。極端に言へば、  
今、五百万、六百万ある農家を、十年  
先、二十年先には二百万から五十万  
に減らさなければ、日本の農業は世界  
に太刀打ちできるような農業に  
なりません。しかもこれからの自由化  
なり何なりの中でもつてやつていく  
は、そうせざるを得ない。ただ、そ  
うなるには、今のように政府があつた  
となれば山となれば追いつくような行  
方では困る。そういう観点から見て、  
私はそういう基本的な考え方ではない  
か、この産業都市の問題は、かりに地  
方に持つていっても、山形なら山形  
で、農民の数は依然として現状と同じ  
ように確保していくんだ、そして子弟  
の就職の場を作らないう考えで  
は、農業の構造改革はできない。協同  
化であれ機械化であれ、機械がど  
んどん入つてこなければならぬ。機械がど  
んどん入つてこなければならぬ。機械がど  
んどん入つてこれば人間が要らな  
くなるのはわかり切つた話だ。そう  
いう基本原則を否定した農業の基本的  
改造なんというものは、できるもの  
じやない。ただ、今そういう人たちが  
まく農民以上の生活ができるような保  
証はない、そこに問題があると思  
ひます。こういう点についてあな  
たのいろいろ今までお述べになりまし  
た点と、少しどうも基本的な考え方が私  
ども違ふように思ひますが、この点を  
一点基本問題ですからお伺いいたしま  
す。  
それから第二点としては、具体的な  
問題としてこの広域都市、新産業都市  
をやるには、どうしても町村合併とい

うことが必要になって参ります。さしあたりは事務組合でやりましても、計画は統一的にやらなければならぬ。しかしながら、事務組合でやった場合には、市町村の財政力に非常なアンバランスがある。それを事務組合でカバーできるものじゃありません。その財政力に応じたような計画を立てておたら、工場や新産業都市はできません。こういう基本的な矛盾をこの案は持っているわけです。この矛盾を統一的に解決するためには、やはり町村合併というものを、この法案の二十二条以下に書いてあるようなちやちな考えではなくて、私は国が相当積極的な援助なり何なりを加えて、町村合併をやり得るような政策を立てなければならぬと思う。この点はあなたの方どういうふうにお考えになっているか。特に新産業都市をやる場合に、必要な町村合併をする。あれは今ほとんど町村合併についての特別の国の援助というものはないわけですね。しかも、これは非常に複雑な中で早急にやらなければ、この事業の遂行はうまくいかないことになる。そのためには、国がもっと思い切った町村合併のいいような施策というものを講じなければならぬものじゃありません。この点どういうふう具体的ににお考えになっているかという点が第二点。

それから、第三点は、これを市町村がやる場合には、市町村の負担するものはどの程度になるかはっきりいたしませんけれども、今のあれでいきますと、ほとんどやれる。事業の大部分、少なくとも区画の整理、道路あるいは水道その他いろいろの問題、大部分は市町村の負担になります。しかもそれ

に対する補助率というものは今までと変わらない。起債はつけない。公社であれ公団であれ、何の形でやるにせよ、市町村の負担がよけいになって、負担に耐え得ないということになる。そうすると、逃げ場はどこかということになると、工場を含めたあるいは工場を含めないいわゆる区画整理、都市計画に逃げていくのは当然です。その場合に、今問題になるのは、都市計画のいわゆる公共減歩なりあるいは事業減歩なり、これをよけいとらなければつじつまが合わないという関係になる、それでも追いつかないという関係になる。これは悪循環であって、土地の値上がりさせる、減歩をどんどんとる、こういうことで、しかも住民には何にもプラスにならない。ですから、私は、これを実行する以上は、今の都市計画法に対して、その点についての大きな規制をするよりほかにはこれは現地の住民の利益にはならない、その面からだけ見てもそう思うのですが、この三点についてどのようにお考えになるかお伺いしたい。

それから小田さんについては、いろいろ労働者の立場からいうと問題があります。しかし、長期の問題ではなくて、一番現実の問題として出てくる問題は、そのとこにできます新産業の内容なり規模なりにもよりますけれども、これからは大体重工業が中心になるだろうと思えますから、従って、今までの軽工業中心のところよりも賃金その他のレベルは高いわけです。しかも急速になるのですから、新しくできた工場は比較的高賃金です。しかも建設については非常に労力が不足するという関係で労働賃金がその地域だけで

は非常に上がるのであります。そこで、もって一番問題になってくるのは、従来の中小企業がこの高賃金についていけない、しかも上がりますから、労働者の方はそれを目標としてやっていくということになります。むしろここに非常に大きな格差が出てくる。これはもちろん大きな方に統一するのは当然です。しかし現実の問題としてはそこには大きな格差が出て、中小企業者や労働者と、今度新しく進出した労働者との間に非常に断層が出て参って、労働者の統一を阻害する一つの大きな要件になります。こういう点を労働組合運動としてはどう調整していくかということが、私は大きな問題だと思えます。この点についてのお考えがあったら、これを特に運動としてどう措置するか、同時に行政的に国の施策としてどうやるか。結局産業別の最低賃金制の問題になってくると思えますが、この点については、はっきりあれしなればいかぬというふうに思うわけです。

第二の問題は、おっしゃるようないろいろ労働者の福利厚生の問題、その中で一番差し迫った問題は住宅の問題です。住宅ができないために、しかも最近の構想の中では、農村から通う労働者にすれば住宅が助かるということ半面にあるわけです。この住宅をどうして早急に新産業都市、特に労働者の人たちの住宅を早急に、安いしかもいい住宅を、希望すれば集団的に施設の整った住宅をどうして早くやるかということが大きな問題になるかと思う。これについての施策等も、今の公営住宅なり公共住宅なり住宅公団方式では不十分だ。ここにもこういう新産業都市に即応するはつきりした住宅

政策なりそういうものが必要だと思っております。いろいろあなたの方でもそういう問題を取り上げてやられておるようでありますが、経験の上からいって、どういう施策が必要であるか、具体的ににお考えになっておたらお伺いしたい。この二点だけ、時間がないからお伺いいたします。

それでは、一つ大久保さんから先にお願いたします。

○大久保参考人 農村構造改造及び農業近代化ということになりますれば、当然農業人口というものは余剰が出るはずであります。ですから、たゞいま御指摘のように、今までの農業人口を確保すべしというふうなことは当然考えられないこととさせていただきます。なぜ農民人口が県外に就職をするか、移出するかどうかということになりますれば、結局所得格差、それだけです。すなわち受け入れ態勢がないから出ざるを得ない。そこで、この新産業都市は、受け入れ態勢のないところに重点を置いて、しかも労働力が十分あるところに置くべきではなからうかという考え方を持っていたいただきたいというのが私のねらいでございます。ですから、御指摘のように、農業県であるがゆえに、現在までの農民人口を確保しなければならぬというふうなことは、旧体制だと思えます。まさしく近代化によつて減さなければならぬ。ですから、くどいようでありますが、流出する人口を押えるために、そういう港湾があるとか何とかいう便利なところばかりでなく、そういう点に新産業都市というものを考え方をいただきたい、こういうねらいでございます。

それから、そういう新産業都市をする

るには、合併はどうであらうか、今までは一応一段落のついた合併であります。これから再編成、合併しなければならぬと思えます。大体四方程度の人口で市だなんていうことはおこがましいのでありまして、それはとうてい市ではございません。全く死滅の市です。財政的にきわめて貧困です。ですから、ほんとうに新産業都市というものをこしらえるならば、少なくとも五万程度のものは合併促進を再度やるべきだろう。しかも、御指摘のような財政のきわめて貧困なところでありまして、かりに山形県の一例を申し上げますと、一本の道を通ずるに、十数年かかってまだできないというふうな市があるのですから、こういう市では、町ですから、この際はあらためて再編成すべきだろう、これは同感であります。ただし、財政のアンバランスに対しましては、政府は十分特別交付税を見てやらなければならぬと思えます。再編成、私は大賛成です。

それから町村の負担が今の程度においては可能であるか、これはなかなか楽でもございません。ですから、少なくとも都市計画をやるというふうなことで、都市計画税を取っておる市は、東北ではそうございません。山形市が今度ようやくやったというふうなことでございます。それで、こういう問題をやるときには、起債のワケが狭くてなかなか大へんなんです。ですから、こういう問題に対しては、長期、低利というふうな、年六分以上の利子では地方財政は楽ではございませぬ。少なくともこういうところでは、願わくは三分ぐらいのところは願いたいと思えますが、そんなことができない



昭和三十七年三月十九日印刷

昭和三十七年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局